

東通消防署からのお知らせ

消防車のサイレンが変わります!!

下北地域での、火災出場時の消防車のサイレンの音が変わります。これにより、火災出場とその他の災害出場を区別できます。

運用期日 平成25年12月1日(日)から

- 火災出場時(サイレンと警鐘を鳴らして走行します)
「ウーウーカンカン、ウーウーカンカン」
- 火災以外の災害出場時(サイレンだけを鳴らして走行します)
「ウーーー、ウーーー」 救助出場や風水害への出動です。

消防活動に対するご理解とご協力をお願いします。



取り付け終わりましたか？『住宅用火災警報器』

住宅用火災警報器のおかげで、「火災発生時、逃げ遅れることなく助かった」あるいは「火災を未然に防ぐことが出来ました」という、実例が全国で何件も報告されております。

まだ取り付けしていない方がありましたら、早めに取り付けましょう。

住宅用火災警報器Q&A

Q 何で寝室に設置する必要があるの？

近年の住宅火災による死者の発生状況を経過別に見ると、逃げ遅れが最も多く、全体の約6割を占めています。また、死者の発生状況を時間帯別にみると、火災件数は起きている時間帯が多い一方で、火災死者数は就寝時間帯の方が多くなっています。このため、必要最小限で効果の高いと考えられる場所として、寝室に設置することとされました。

〈住宅用火災警報器に関する質問〉

住宅用火災警報器相談室 ☎ 0120-565-911(フリーダイヤル)

受付時間:月曜から金曜までの 9:00~17:00 (12:00~13:00 を除く) 「土・日・祝日休み」

〈お問い合わせ先〉 東通消防署(予防係) ☎ 27-2199

平成26年1月から、記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得または山林所得の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方(所得税申告の必要がない方を含む)について、平成26年1月から同様に必要になります。

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

東通牛の特売日

12月9日・19日・23日・29日

野牛川レストハウスにて販売!!

**最高級黒毛和牛の牛肉を
是非ご賞味ください。
最高級の牛肉といわれる黒毛和種は
東通村の特産です。ぜひ、この機会に！**

○問い合わせ先

一般社団法人 **東通村産業振興公社**



〒035-0103 青森県下北郡東通村大字野牛字野牛川61-6
TEL.0175(47)2115・(47)2266 FAX.0175(47)2113

